

■ 個別支援の現場から

— 2つの事例を通して考える権利擁護 ～権限の行使とネットワーク～ —

宮城県社会福祉士会／宮城福祉オンブズネット「エール」 内田 幸雄

内田でございます。最初に宮城県社会福祉士会高齢者虐待対応専門職チームと NPO 法人「エール」の活動をご紹介させていただき、私の立ち位置をご説明させていただきたいと思っています。

宮城県社会福祉士会 高齢者虐待対応専門職チームの活動や「エール」の活動

NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」は宮城県で平成 13 年から任意団体として立ち上がりました。弁護士と社会福祉士、更に消費生活相談員が作り上げた高齢者や障害者の権利擁護団体です。

エールは幅広く高齢者、障害者の相談を総合的にワンストップで受け付けています。

一方、宮城県の高齢者虐待対応専門職チームは、間もなく 2 年になろうとしています。宮城県の特徴は、エールがあったということです。エールには弁護士も多数関わっており、すでにチームのようなものが出来上がっておりました。また、エールの相談対応は幅広く、逆に専門職チームは、地域包括支援センターの社会福祉士をバックアップするという枠組みであり、エールとチームをどのような形で両立させるか、という独自性を出すことの難しさという非常に嬉しい悩みを持っています。

宮城県では、「高齢者虐待対応のアセスメントシート」を作っています。地域包括支援センターの社会福祉士が虐待対応をしていく時、どのように対応したらわからないような場合、このシートを活用し、状況から解決策まで自分で書いてもらいます。書きあがると、それをチームの窓口へ提出し、アドバイスを行うというシステムです。簡単な様式ですが、記載要領に基づいて自分の言葉で記入していくことが、セルフアセスメントにもなり、自分自身で解決策を考えていくことができる様式です。

2 年間でおよそ 40 件のアセスメントシートが届きました。その内、30 件ぐらいについてはわれわれ社会福祉士が担当し、実際に現場に赴いてさまざまなケア会議などでオブザーバー的なアドバイスをいたしました。対応にあたっては、弁護士に法律的な視点から確認をしていただき、アドバイスをしています。

2つの事例から — 事例 1

今日は、2つの事例をご紹介します。私たちの立ち位置は、直接担当する立場ではなく、その虐待に対応している人たちに対するバックアップとしてかかわっている事例だにご理解ください。

事例の一つは、対象者は 70 歳の女性で施設に入所されておられました。甥が本人の年金の一切を管理し、施設への利用料を未払いにしていました。施設の滞納額は 100 万円に達しています。施設は地域包括支援センター(委託)に連絡し、本人に対する権利擁護の視点で、「成年後見人」等の対応を検討しました。そして地域包括支援センターを介して市町

村の担当課にその旨を連絡したところ以下の回答となりました。「このことで困っているのは、利用者本人ではなく施設である。単に利用料が回収できない状況であるということは、施設と甥の問題であって、未払い金があっても利用者へのケアが適切に行われていれば、利用者は困っていない。だから、虐待としての対応はする必要ないと考えられる」というものです。市町村の考えは、施設が甥に対して法的手段を含めた対応で、解決できる事柄である、というものです。当然のことながら、施設としては、甥に対して必要な接触や内容証明なども含めた対応はしておりました。

このことはどういうことなのか、ということの一つの論点として考えながら、利用者の権利とは一体何なのか。表出している現象にのみ焦点を当てて、考えているのではないだろうか。活用できる社会資源とはどういうことであり、市町村にある権限の行使とはどのようなことなのか。このようなことが思い浮かびます。

この事例は、「委託」の地域包括支援センターである事が鍵です。今日ここで、地域包括支援センターは委託がいいとか悪いとか、という議論をするつもりはありませんが、委託であり、民間の地域包括支援センターであるからこそ、後見制度の申し立てややむを得ない措置の権限がないことで、権限の行使や利用者の権利擁護をとらえる視点のズレが見えてくるのではないかと思います。

2つの事例から － 事例2

もう一つの事例は、対象者は80代の男性で、状況は息子夫婦と子ども2人の5人暮らしでした。地元では「面倒な家族」というレッテルを貼られていました。地域や役所とのかかわりが取りにくいと言われている家庭です。

数年前から虐待がうわさされ、実際、デイサービスの脱衣によって不自然な場所にあざが認められたこともありました。常態的にあるわけではありません。面倒な家族ということにもあるように、かかわりに困難性があるため、ケアマネージャーもこの5年間に数人変更になるなど、しっかりとした関係性が作られていませんでした。今回も数ヶ月前に、ケアマネージャーが変更し、その時は信頼を取ろうとして努力していたところでした。

この状況を役所も把握し対応を検討していました。ところが、役所の検討方法は、市町村で作成されている高齢者虐待対応のフローチャートに基づいて行っていました。フローチャートの上から下までの流れの中で、誘因項目がいくつもあります。この誘因項目に引っかけられないと、具体的対応ができないという考えであり、事実を見ることよりも、フローチャートの誘因項目に引っかかることにより、動き出せるのだが、という議論でした。

このフローチャートは一体、誰のためにあるのか、ということが論点になります。今回の事例は、フローチャートに引っかかる、引っかけられないという議論に手間取っている間に本人は脳梗塞で亡くなってしまった事実があります。

こちらの地域包括支援センターは直営でした。ですので、役所の福祉課と包括の住み分けが明確にできていませんでした。面倒な家族と言われ、役所の窓口で大声を出すようなこともありました。役所は、数ヶ月前にケアマネージャーも変わったばかりだったので、そのケアマネージャーがどの程度、関係性をつくれるか、ということも見ていたので具体的対応はありませんでした。さらにフローチャートの誘因項目に引っかかるかどうかによ

って、虐待対応をしようと考えていたために、起こった事実を確認するには至りませんでした。

更に、支援会議を開催し情報を集め共有するという対応に全く気付くことがなく、議論になりませんでした。結果的には5年前からかかわっていたデイサービスセンターの職員などが、非常にこの辺の状況をよく分かっていて、支援会議を開催できていたら、もう少し違ったアプローチがあったのではないかと、という振り返りをしました。

権限の行使とネットワークという言い方をしましたが、社会福祉における課題解決とは何なのか。そのために活用できる社会資源を誰がどのようにコーディネートしていくのか。その意味で、コーディネートをする責任所在は極めて重要なポイントになるのではないかと考えています。

市町村でなければできないこと、すなわち権限の行使をする上で必要な情報を共有し、そのためのネットワークが機能する権利擁護活動とはどういうものなのかと思います。支援会議を誰がどの責任で、どのタイミングで開催していくか。このコーディネート機能が重要であり、ここに社会福祉はどのように働きかけていかれるか。この機能を考えていく必要があるだろうと思います。

二つ目の事例はその典型で、支援会議という言葉は知っていたけれども、それをどのようにして開催するのか、誰を集めるか、というところに思いが至らなかった。システムや言葉は存在していても有機的に機能させることができなければ意味がありません。

事例から見える課題

このような事例を通し考えることは、対応のポイントはどこだったのか。鍵は何なのかと思います。同時に福祉利用者、利用支援、自立支援の問題解決の目標は何か、ということを考えます。やむを得ない措置という権限の行使は、ゴールではなくてスタートラインだということを感じています。

つまり、やむを得ない措置の権限を行使してもらうのは決してゴールではなく、そこをスタートとして、そこから先どのような形で利用者ご自身が生活をしていかれるのか。そういう利用支援、自立支援を考える。

そして私たち社会福祉が行うことは、その環境整備という前段階なのではないのかなと考えています。ですから、情報を共有してそれらをコーディネートしていく。そして、利用者自身が自分で決め、自分の生活をしっかりとしていくということができるようになるための環境整備というスタートラインを作ることが、われわれのゴールなのかもしれない、と少し考えるところです。

これらを一つの話提供とさせていただいて最初の発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。